

令和5年 7月 4日

川崎市議会議長 青木功雄様

藤沢市在住者

二重行政の解消に関する陳情

陳情の要旨

議会と行政は同じ事案について、二重の異なる審議と行政を行っている。国土交通省や日本の主要港をも含め、日本中ただ一件の間違っている行政・審議を行っている。

「事故等により航行不可能となり、原因者（船主）と連絡が取れないとき、港湾管理者はどのような行政を行うか」を議会で御審議ください。

陳情の理由

1 火災船の原状回復について

本市は、市条例第16条により「係留施設利用許可申請書」を提出した、船舶代理店を「利用者」として原状回復を求めている。

国土交通省・日本の主要港湾は、港湾法第12条の1の2項により船舶代理店を「窓口」として原因者（船主）と交渉を行い、最終は港湾管理者が行政代執行を行う。

令和元年、川崎市議会に原状回復について市条例ではなく港湾法で行うよう、陳情したが「不採択」となった。つまり市議会は行政と同一歩調、市条例で原状回復を「可」と判断し現在もそのままである。

先にも述べたとおり、日本で議会と行政の二重行政は本市のみである。

2 事故船

令和4年2月4日、事故船に対し、市条例は現在実施しているにもかかわらず、議会は「港湾法」による行政代執行を行った。議会は二重行政に賛成

した。なぜ市条例で行わなかったか説明を求めます。

3 結論

(1) 火災船の時は、議会は一言もなく市条例で行政を行う事を可とした。

結果、民間人が撤去費用5,838千円、係船料（資産差押え）3,791千円、計9,629千円は個人負担です。

(2) しかし事故船は、議会と行政の共同作業の結果、保全費用（相当金含む）32,000千円、係船料26,924千円、計58,924千円です。

これは税金での支払いです。行政は船主と1回も交渉を行っていません。回収は100%不可能と断言します。

(3) 議会は、火災船の時は民間人の費用で、事故船は税金で支払った事を「市民は全く知りません」。火災船は2か月で原状回復しましたが、行政の原状回復は4年4か月、つまりこの間、市民は仕事を失ったのです。

日本でただ一つ、市条例で行政指導を行ったのは川崎市で、しかもこの1件のみです。国土交通省、全国主要港は100%市条例を使用していません。

私が、令和元年6月12日に提出した陳情のように「港湾法」で行うよう審議してください。